# 令和5年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)会議録

日 時	令和5年7月7日(金) 開会 6時30分 閉会 7時 5分	
会場	市民会館 IF 第1会議室	
出席委員	教育長 教育長職務代理者 委員 委員	岩渕 隆(欠席) 土谷 秀樹 尾形 直子(欠席) 福屋 栄人
	委 員	白﨑 亜紀子
会議出席者	教育部長 教育部級 教育総務課長 教育総務課長 教育教育教育と 教育教育を 学書が、 教育総務 教育を 教育と 教育と 教育と 教育と 教育と 教育と 教育と 教育と	狩大佐藤黒加藤髙堀北小野嶋木 恵優孝昌隆拓幸谷本氏藤井野越 井優孝昌隆拓幸裕一幸人子
議題及び議事の概要	別紙のとおり	
会議の傍聴を許可された者	l名	
議事録署名委員	白﨑 亜紀子	

## 令和5年度恵庭市教育委員会会議(7月定例会)結果表

令和5年7月7日(金) | 6時30分開会 | 17時| 5分閉会

会場:市民会館 |F 第|会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	恵庭市文化功労者表彰審査委員会委員の変更について (非公開)	原案可決
議案第2号	恵庭市青少年表彰審査委員会委員の変更について (非公開)	原案可決
議案第3号	恵庭市学校給食センター運営審議会委員の変更について (非公開)	原案可決
協議Ⅰ	恵庭市いじめ防止基本方針の改定について(素案)	協議済み
報告Ⅰ	第2回恵庭市定例議会一般質問について	報告済み
報告2	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和5年1月~3 月)の公表について	報告済み
報告3	第2期恵庭市読書活動推進計画の策定について	報告済み
報告4	図書館本館改修基本構想について	報告済み

### ○会議出席者

教育委員:土谷委員、福屋委員、白﨑委員

事務局 : 狩野教育部長、大嶋教育部次長、佐々木教育総務課長、藤本教育支援課長、黒氏社会教育課長、加藤学校給食センター長、藤井読書推進課長、髙野郷土資料館長、堀越教育施設課長、北教育総務課指導主事、小井教育総務課主査

## 議 事 録

#### 開会 16時30分

職務代理

只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程 I、議事録署名委員の指名について事務局お願いします。

事務局

今回会議の議事録署名委員は、白﨑委員お願いします。

職務代理

よろしいでしょうか。

委 員

( 承認 )

職務代理

次に日程2、前回会議録の承認について事務局お願いします。

(事務局から前回の議事録について報告)

ただいまの記録のとおり承認するということでよろしいですか。

各委員

( はいの声 )

職務代理

続いて日程3、議案に入ります。

( 議案第1号非公開審議 )

( 議案第2号非公開審議 )

(議案第3号非公開審議)

職務代理

続いて、日程4、協議に入ります。

協議 | は、恵庭市いじめ防止基本方針の改定について(素案)です。事務局から説明をお願いします。

事務局

協議 I 「恵庭市いじめ防止基本方針の改定について(素案)」についてご説明いたします。

私の方からは、本日配布しております、いじめ防止基本方針(改正素案)について説明 いたします。

それでは、A4 I 枚もの 令和5年度「恵庭市いじめ防止基本方針」改定素案の策定にあたって、中段、■2 つめをご覧ください。

5月9日の本委員会において、恵庭市いじめ防止基本方針の改定にあたっては、道の基本方針に基づいて作るといったことや、現在の恵庭市いじめ防止基本方針の特徴をとらえて、それを活かしていくといったことなど、改定にあたっての方向性について説明しました。

では、具体的に、A3 見開き I 枚もの、対照表を見ていただきたいと思います。

今回は、基本的には道の方針に添った形で整理しております。

真ん中の列が、今回の恵庭のいじめ防止基本方針の目次となります。左が道、右が現

行の恵庭市の基本方針の目次です。

真ん中、第 | 章、第 2 章の | 、2、3、第 3 章、全部で 5 つに分けて説明したいと思います。 最初に第 | 章ですが、基本的な考え方につきましては、今回の道の方針をそのまま反映 させております。

左側、道の枠 2 つ目、学校と家庭の責務及び地域の役割ですが、こちらは現行の恵庭の基本方針の第 2 章 3 に、家庭、地域の役割というのが入っているので、項だては現行の市のものを生かし、内容は道に合わせて、第 2 章 3 に保護者と地域の責務及び役割としてスライドしました。

学校と教職員の役割について、道の方は、枠2つ目で取り上げていますが、恵庭市では、第2章2学校が実施する施策の中に、学校と教職員の役割については、もれなく溶け込ませました。

第2章 I 教育委員会が実施する施策ですが、こちらは道の方針 3 つ目の枠の 2「学校の設置者が実施すべき施策」(I) から (IO) に市町村の取り組みが具体的に示されていますので、第2章 I (3) から (I2) は道で示されている内容をそのままスライドしました。前半の (I) 恵庭市いじめ防止基本方針の策定と (2) いじめ防止等の対策のための組織については、現行の恵庭市の内容をスライドして生かしております。

第2章 2 学校が実施する施策ですが、左側、道の 4 つ目の枠を見ていただくと、具体的に I 「学校いじめ防止基本方針の策定」、2 「いじめの防止等の対策のための組織」、3 「いじめの防止等に関する措置」となっていて、現行の恵庭市の方では、右側の 3 つ目の枠ですが、(3) いじめの未然防止、(4) いじめの早期発見・早期対応、(5) いじめへの対処となっていて、この辺りは、現行の恵庭市の方が、実際に起こったときの内容が詳しく書かれていますので、恵庭市の基本方針を生かしつつ、道の方針の中に取り上げられている文言を全て網羅して、学校が実施すべき施策をつくりました。また、合わせて、先程の 2 つ目の枠にあります学校や教職員の責務も、全部振り分けて溶け込ませて作ってあります。

第3章重大事態への対処については、道の方には、具体的な内容が少ないので、重大 事態への対処は現行の恵庭市をそのままスライドしつつ、新たな文言については全部置き 換えて手直しをしています。また、いじめ問題調査委員会や市長による再調査については、 これまでのものを生かしてあります。

それでは、恵庭市いじめ防止基本方針(改定素案)をご覧ください。

今、説明した、構成や道の改定のポイントなどを踏まえて策定してできた素案となっております。

すべては説明できませんので、改定のポイントが反映されている箇所について、波線と番号を入れて、色を入れていますので、A4 | 枚もの、主な改定のポイントと合わせてご覧ください。

素案につきましては、7月 12日の校長会で示して、この後、各学校の学校いじめ防止基本方針について、道や市の基本方針を踏まえて確認していただき、必要な見直し作業を行ってもらう予定です。

また、恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会においても協議していただき、9月にパブリックコメント、また議会常任委員会にも報告し、成案化していく予定です。

素案につきましては、本日配布となりましたことから、ご意見については、後日でも、次回委員会でも構いませんのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

職務代理

協議」について、ご質疑等はございますか。

委 員

今までのどの部分が足りなくて、新たにこういうことが付け加えられたというものが 一言でわかればお願いいたします。

事務局

これまでも、主な改正のポイント①から⑩についてはすべて盛り込まれており、より連携を深くするとか日頃から見直しのところを徹底するといったような記載のところをより細かく書かれており、恵庭市の方と道の方で10年間で整合性が取れなくなっている部分が出てきているので、道の改訂されているポイントについては、そのまま反映できるように基本的な考え方を道のものに沿って作っております。

職務代理

その他、ありますか。

各委員

( なしの声 )

職務代理

なければ、以上で協議」について終了いたします。

続いて、報告 I は、「第2回恵庭市定例議会一般質問について」についてです。 事務局から説明をお願いします。

事務局

私からは、報告第1号「第2回恵庭市定例議会一般質問について」の公表について、ご説明申し上げます。

第2回定例会は6月9日に開会し、27日までの19日間の会期で開催されました。 その間6月14日から4日間で14名の議員が一般質問を行い、うち教育委員会関連の質問がありました5名の議員の質問要旨について報告させていただきます。

1ページをご覧ください。

始めに6月15日、自民党翡翠会の吉永議員の質問についてでありますが、「市内の小中学校の学校設備、特にトイレの洋式化の状況について伺います。」という質問であります。

答弁としましては、「社会的な洋式トイレの普及に伴い、平成30年度からは新設のトイレは全て洋式トイレを採用することとしております。」と答弁しております。

次に、6月16日の公明党の生本議員の質問についてでありますが、「自転車乗車の際にヘルメットの着用が努力義務化された。恵庭市における学校での児童生徒らへの指導内容について伺います。」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「ホームルーム等で、自転車乗車用へルメットの着用を呼びかけるとともに、保護者に対しても学校だより等を通じ、自転車乗車用へルメットの着用について働きかけるよう各校に通知しているところであります。」と答弁しております。

次に6月19日の市民と歩む会の新岡議員の質問についてでありますが、5点ございまして、1点目は「学習指導員とスクールサポートスタッフの雇用が、今年7月末もしくは来年3月末で切れてしまいますが、市として支援員を配置するなどの支援体制整備は急務であることから、市教委の考えを伺います。」との質問についてでありますが、「市教委といたしましては、独自での学習指導員等の配置は困難なことから、学校の実態把握に努めるとともに、道教委に対し配置に向けて要望して参りたいと考えております。」と答弁しております。

2点目に「通常の学級に在籍しながら、特別な支援を必要としている子どもが増えており、市教委が任用している支援体制では不足していると考えております。支援 員体制を強化すべきと考えるが、市教委の考えを伺います。」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「昨年度から通常学級においても午後の支援ができるよう、一部支援員の任用を1日6時間へ拡大しております。さらには、学校長の判断により特別な教育的支援を必要とする児童生徒へのニーズに柔軟に対応できるよう、これまで特別支援学級において支援を行っていた支援員との任用を一本化するなど、学校全体で支援員を活用できるよう、支援体制の強化を図ったところであります。

今後におきましても学校と協議しながら、学校現場の負担軽減と、子どもたちの学びの保障のために、必要な支援について充実させていきたいと考えております。」 と答弁しております。

3点目に「通級指導教室設置など、肢体不自由児への支援拡充の必要性について、市教委の考えを伺います。」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「肢体不自由児の通級指導につきましては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや必要性について理解するところでありますが、教室設置につきましては、教員の配置や専門性、空き教室など様々な課題が多くあると考えております。

今後におきましても、校内体制において、障がいによる課題を克服するための、適切な指導や必要な支援を行えるよう、各学校と連携を図って参ります。」と答弁しております。

4点目に「すみやかに学校給食費の公会計化を進めるべきと考えるが、検討状況 について伺います。」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「現在は、導入費用の見直しを図るため、他社の徴収システムの検討などを進めているところであります。」と答弁しております。

5点目に「スクールランチ導入における財政面以外での、メリット・デメリットについて伺います。」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「スクールランチ導入におけるメリット・デメリットについてでありますが、メリットといたしましては、委託業者の仕入れネットワークを活用することで、食材の調達が安定するとともに、保護者と委託業者が直接やり取りすることで、一人ひとりに合ったアレルギー代替食の対応も可能と考えられます。

次にデメリットでありますが、道教委によりますと、スクールランチは学校給食法に 沿った給食ではないとの見解から、学校栄養教諭の市町村への設置がなされない ため、栄養教諭の設置がなければ「食の指導」が出来なくなることが想定されるとこ ろであります。」と答弁しております。

次に6月19日の諸派の太田議員の質問についてでありますが、「市内の小中学校の子どもの貧困の状況について伺います。始めに要保護世帯・準要保護世帯状況について、次に一人親世帯の割合について」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「4月当初の認定で、要保護世帯が33世帯・59名、準要保護世帯が515世帯・817名となっており、全児童生徒数に対する割合は、15.9パーセントとなっております。一人親世帯の割合についてでありますが、244世帯・340名となっており、就学援助を受けている児童生徒に対しての割合は、約44.5パーセントとなっているところであります。」と答弁しております。

次に6月19日の諸派の小林議員の質問についてでありますが、「学校給食費の 負担軽減について」という質問についてであります。

答弁といたしましては、「給食食材の高騰が長期化している現状において、保護者の負担を増やさずに安全で安心な学校給食を提供するため、食材の高騰分について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食材購入費の補填をしているところであります。今後につきましても、食材の消費者物価指数を注視しながら、安全で安心な給食の提供に努めて参ります。」と答弁しております。以上であります。

職務代理

報告 | について、ご質疑等はございますか。

委 員

5ページの子どもの生活環境について、就学援助の割合が15.9%ということなのですが、これはここ数年で増えているのか減っているのか教えてください。

事務局

細かい数字は持ち合わせておりませんが、ここ数年は同水準できていると認識しております。

委 員

毎年、保護者に配布される用紙で申請することになると思いますが、保護者が相談する相手は学校の担任の先生にするのか、事務の方にするのか教えてください。

事務局

学校の先生方に相談いただいても、教育委員会に相談いただいても対応可能な 状況です。

委 員

15.9%ということだが、潜在的に受けることができる人がいるかもしれないので、相談しやすい環境や配布資料のわかりやすさといったところが進んでいくといいと考えております。

職務代理

以上で、報告 I について終了いたします。

続いて、報告2は、「恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和5年I月~3月)の公表について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告2「恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間(令和5年1月~3月) の公表について」ご説明いたします。

恵庭市教育委員会では、教職員在校等時間から所定の勤務時間(38時間45分)を減じた時間「時間外在校等時間」について客観的に計測・記録し、勤務時間を意識した働き方改革の推進に努めるとともに、各学校とも共有・確認し、長時間勤務の縮減に向けた取組みのため、当該時間外在校等時間を公表しております。

なお、教育委員会では、「恵庭市立学校における働き方改革推進計画(第2期)」において、教職員の時間外在校等時間の目標を、月45時間以内、年間360時間以内としております。

さて、本日お示ししております資料は、時間外在校等時間(超過時間)の本年 I 月から3月までの分となります。

小学校と中学校を比較いたしますと、I 月から3月とも、中学校の方が超過時間

が多い傾向にあります。また、IOO時間超となる職員も数名存在していることから、 教職員の働き方改革をさらに推進する必要があると考えているところであります。 説明は以上となります。

職務代理

報告2について、ご質疑等はございますか。

委 員

46~79時間の割合の方が I~3月にかけて急増しているが、これは冬休みの関係で増えているのですか。

事務局

年度末ということもあり、次年度の準備を進めるなど、時間外勤務が増えているものと認識しております。

委 員

前年度と比較してどうなのかという傾向について、教えてください。

事務局

前年同月と比較すると、令和5年1月の小学校については、令和4年1月が17時間12分でしたので、若干減少しております。令和5年1月の中学校については、前年度比で9時間ほど増加しております。令和5年2月の小学校については、約3時間増加しており、中学校については、16時間減少しております。令和5年3月の小学校については、約7時間減少しているが、中学校については約8時間増加しており、全体的な傾向としては、微増していることとなります。

なお、令和4年度の全体の平均で見ると、小学校では29時間14分、中学校では47時間37分となっており、中学校の方が在校時間が長いという結果となっております。

職務代理

以上で、報告2について終了いたします。

続いて、報告3は、「第2期恵庭市読書活動推進計画の策定について」です。 事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号「第2期恵庭市読書活動推進計画の策定」についてご説明いたします。7ページの「報告3」をご覧ください。

概要についてでありますが、平成26年から令和5年までの10年間を計画期間とする「恵庭市読書活動推進計画」が終了することから、新たに第2期の計画を策定するものです。

進捗状況についてでありますが、現在までにボランティア交流会や一般市民アンケートを実施しました。小中学校、高校、大学へのアンケートについても6月30日で終了したところです。また、市民懇談会も6月上旬に開催し、今後の読書活動や図書館に関する要望等を伺ったところです。それらの意見等をもとに計画の素案を作成し、教育委員会及び図書館協議会からも意見を頂戴したいと考えております。

今年度のスケジュールについてでありますが、4月から6月でアンケートと市民懇談会を開催しました。

8月上旬までに素案を作成したいと考えております。

その素案をもとに図書館協議会及び教育委員会で意見を頂き、9月から10月で 案を作成いたします。 | | 月から|2月の間で、案を再度図書館協議会及び教育委員会に報告させて頂き、|2月から|月でパブリックコメントを実施し、3月に策定したいと考えております。

私からの報告は以上です。

委 員

まちじゅう図書館のホームページが更新されておらず、参加店がすでに閉店しているところもあるので、速やかに更新していただきたいのと、コロナもあったので、取組みがトーンダウンしていることもあると思うので、そういったところも確認していただきたいと思います。

職務代理

以上で、報告3について終了いたします。

続いて、報告4は、「図書館本館改修基本構想について」です。 事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号「図書館本館改修基本構想」についてご説明いたします。 8ページの「報告4」をご覧ください。

概要についてでありますが、図書館本館は平成4年に開館し建設後30年以上が経過しており老朽化が進んでいる状況です。これまで屋上防水の改修や機械室内の冷暖房空調機器などの更新を行ってきておりますが、構造体の改修をはじめ、内外装など施設全体の改修が必要となってきております。

これらのことから、大規模改修に向けて先ほどご説明させてい頂いた「報告3」でのアンケート等の意見を参考にしながら図書館本館改修基本構想を策定したいと考えております。

進捗状況と致しましては、恵庭市読書活動推進基本計画におけるアンケート等と 同様になっております。

スケジュールと致しましては、8月上旬までに素案を作成したいと考えております。 その素案をもとに教育委員会及び図書館協議会で意見を頂き、9月から1月で 案を作成いたします。

|月位を目途に、案を再度教育委員会及び図書館協議会に報告させて頂き3月に策定したいと考えております。

現段階では未定ですが、令和6年度以降は、基本計画の策定や施設老朽化による改修箇所を特定し劣化調査、基本構想による導入機能の検討をしなければならないことがあります。

それらに伴い資金面も確定する必要があり、導入可能性調査も必要になってくる と考えられます。

それらの部分のアドバイザリー契約をコンサルタント会社と結ぶかどうかなど様々な検討を行う必要があると考えております。

それらを検討後、基本計画→基本設計→実施設計という流れになります。 私からの報告は以上です。

職務代理

報告4について、ご質疑等はございますか。

各委員

( なしの声 )

職務代理 以上で、報告4について終了いたします。

( 次回の日程確認 )

職務代理その他、全体を通して何かありますか。

各 委 員 (なしの声)

職務代理 以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

終了